

●香川県告示第102号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、瀬居加入区及び檀石加入区について、平成15年香川県告示第113号による保険に付すべき義務は、平成19年3月13日限り消滅したので告示する。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀